

議第59号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三島駅南口周辺地区計画区域	平成29年三島市告示第291号により地区整備計画が定められた区域
---------------	----------------------------------

別表第2に次のように加える。

<p>三島駅南口 周辺地区計 画区域</p>	<p>広域観光 交流拠点 整備地区</p>	<p>次に掲げる建築物で、風営法第 2条第1項、第6項から第11項ま で及び第13項に規定する営業の用 に供する建築物以外のもの (1) ホテル (2) ホテルで次に掲げる用途を兼 ねるもの ア 事務所 イ 飲食店 ウ 店舗 (3) 前2号の建築物に附属するも の</p>			<p>3,300平方 メートル</p>		
--------------------------------	-------------------------------	--	--	--	-------------------------	--	--

附 則

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

三島市長 豊 岡 武 士